

## 第 25 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 7 年 7 月 7 日 午後 1 時 28 分～午後 2 時 50 分

場 所 東庁舎 3 階 301 号室

出欠者 出席者 13 名 欠席者 3 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
解約について

議案 第 1 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画に  
ついて

議案 第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（13 名）

1 番	松永 博視	2 番	富安 春二
4 番	鶴田 清	5 番	田島 雅弘
6 番	河原 努	8 番	中村 伸秀
9 番	下川 一馬	10 番	中村 勇次
12 番	井寺 知江子	13 番	下川 隆稔
14 番	城戸 孝行	15 番	成清 輝美
16 番	岡本 義照		

欠席委員（3 名）

3 番	吉武 正悟	7 番	溝口 弘之
11 番	近藤 茂		

出席事務局職員

事務局長 井 上 浩 二

課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後 1 時 28 分 開会

## ○議 長

定刻 2. 3 分前ですけれども、1 名少し遅れられると連絡が入っておりますが、始めさせていただきます。皆さん、こんにちは。(こんにちは。) 本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今から第 25 回農業委員会総会を始めさせていただきます。私の新会長の挨拶ということですので、ここで一言しゃべらせてもらいます。今月よりですね、会長を賜りました岡本でございます。副会長には、大変ご迷惑かと思っておりますがお手伝い頂いて、よろしく申し上げます。筑後市農業委員会の発展になるようですね、全員で力を合わせて頂いて頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。会長挨拶とさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。(拍手) 次に、欠席者が 3 名いらっしゃいます。3 番の吉武委員、7 番の溝口委員、11 番の近藤委員でございます。よろしく申し上げます。次に、注意事項でございます。効率的な審議となるよう事務局からの説明は簡潔に申し上げます。また、発言される方は議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては最後の協議事項の際にお願いを致します。

本日の議事は報告事項が 1 件、議案 3 件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。次に議事録署名人の指名を行います。本日は 2 番の富安委員と 4 番の鶴田委員に申し上げます。

それでは、早速報告事項に入ります。報告第 1 号について事務局からの説明をお願い致します。

## ○事務局

議案書の 1 ページです。

---

報告第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について  
でございます。

---

第 1 項です。第 1 項、所在江口、地目田 1 筆、面積 3,315 m<sup>2</sup>、解約事由は廃業のためでございます。解約後についてはですね、17 ページの第 15 項で中間管理による新規の設定になっております。説明は以上です。

○議 長

ありがとうございました。報告事項を終わります。次に、議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

2ページです。

---

議案第1号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について

でございます。

---

利用権設定は17ページまでありますけれども、第1項を説明いたします。権利種別、貸借権設定、第1項、所在折地、地目田2筆、面積計809㎡、利用権、使用貸借、貸人、大字折地の\_\_\_\_さん、借人、大字折地の\_\_\_\_さん、利用目的は大豆で、こちら親子間での使用貸借となっております、期間は10年間でございます。

続きまして、集計の説明をさせていただきます。18ページをお願いいたします。左上の総計です。田が67件、面積218,756.80㎡、畑が1件、面積が38㎡、合計68件の218,794.80㎡、新規再設定の別では、新規が12件、再設定が56件、通年借地の別では、通年が67件、期間借地が1件、小作料納入別では金納が62件、物納が2件、耕起代掻が1件、使用貸借が3件となっております。右側の表です。貸借期間別です。3年が3件、5年が8件、10年が57件となっております。説明は以上でございます。

○議 長

議案第2号について、質問のある方はお願いします。

○委 員（5番）

はい。

○議 長

はい。どうぞ田島委員。

○委 員（5番）

5番田島です。17ページのですね、15項の賃借料の総額\_\_\_\_\_円というのは、どういうふうな設定になっているのかをお願いします。

○事務局

中身についての内訳ということですかね。

○委員（5番）

うん。

○事務局

そこらへんちょっと。

○委員（5番）

わからんと。

○事務局

農政課で中間管理事業の受付をしていますので、これがこの計画に対して同意するかということでこちらに回ってきていますので、こちらで細かい聞き取りが出来ていません。

○委員（5番）

イチゴを作られるからということで、昔は高かったけんですもんね、昔は、特に。

○事務局

反当りでいうと。

○委員（5番）

土地代だけでしょうもんね。

○事務局

そこらへんはわからないですね。

○委員（5番）

報告事項からから見るとですね、この物件でしょ。施設が建っているとは思えんですね、わかりました。

○事務局

いいですか。すみません。

○委員（5番）

お互いの決まりやけんで、私がいろいろ言う必要はないですが、ちょっと聞きたいなと思って。わかりました。

○議長

よろしいですか。他にございませんかね。

【質問なし】

他に無いようでしたら、第1号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、議案第2号農地法第3条について提案致します。第1項について事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

19ページをお願いします。

---

**議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について** でございます。

---

第1項、契約、売買、所在高江、地目畑1筆、面積374㎡、渡人、大字富重の\_\_\_\_\_さん、受人、大字富重の\_\_\_\_\_さん、申請事由は受人の規模拡大のためでございます。作物はブドウです。売買価格は、合意より反当り\_\_\_\_\_円、総額\_\_\_\_\_円です。説明は以上でございます。

**○議長**

第1項について、担当委員の説明をお願いします。

**○担当委員**

1番の松永です。ここはですね、\_\_\_\_\_さんが\_\_\_\_\_さんの圃場を囲んでいるようにあって、売ってあると思います。説明は以上です。審議方をお願いします。

**○議長**

今、説明ありましたけれども、第1項について質問のある方はをお願いします。

**【質問なし】**

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第2項について、提案致します。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

第2項、契約、売買、所在古島、地目畑1筆、面積350㎡、渡人、大字富重の\_\_\_\_\_さん、受人、大字井田の\_\_\_\_\_さん、申請事由は受人の規模拡大のためでございます。

作物はスイカ・トウモロコシです。売買価格は合意により反当り\_\_\_\_\_円、総額の\_\_\_\_\_円です。説明は以上でございます。

○議 長

第2項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

15番の成清です。ただいま事務局の報告どおりでございます。審議よろしくお願  
いします。

○議 長

説明も終わりましたので、第2項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに  
賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

続きまして、議案第3号農地法第5条の転用について、提案致します。第1項につ  
いて、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の20ページをご覧ください。

---

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について \_\_\_\_\_ でございます。

---

今回、5件でございます。第1項、契約売買、所在長浜、地目田1筆、面積576㎡、  
渡人、長浜の\_\_\_\_\_さん、受人、北九州市の\_\_\_\_\_さん、申請事由は、宅地造成3区画  
となっております。場所の確認をお願いします。地図の1ページをご覧ください。

\_\_\_\_\_入口の信号から南東の方角からすぐところになります。こちらの方はですね、  
用途地域で第3種農地原則許可となります。また、用途地域ですので宅地造成までで  
許可可能のところになります。\_\_\_\_\_さんはですね、過半要件はクリアをされてお  
ります。土地の価格は\_\_\_\_\_円で、坪単価の約\_\_\_\_\_円となっております。説明は以上で  
す。

○議 長

担当委員は私でございます。先ほどの事務局の説明のあったとおりでございます。審議方よろしく申し上げます。

質問のある方はお願いします。

**【質問なし】**

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第2項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

第2項、契約、使用貸借、所在和泉、地目田1筆、面積382㎡、貸人、和泉の\_\_\_\_\_さん、借人、みやま市瀬高町の\_\_\_\_\_さん、親子になられます。申請事由は個人住宅建設となっております。地図の2ページをご覧ください。\_\_\_\_\_の駐車場の南側の農地になります。用途地域で第3種農地原則許可となります。説明は以上でございます。

**○議長**

担当委員の説明をお願いします。

**○担当委員**

4番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議をお願いします。

**○議長**

質問のある方はお願いします。

**【質問なし】**

質問も無いようでございますので採決をとります。承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

第3項、契約、使用貸借、所在前津、地目畑1筆、面積4,771㎡のうち960㎡、貸人、東京都杉並区の\_\_\_\_\_さん、受人、長浜の\_\_\_\_\_さん、申請事由は一時転用

で仮設事務所及び従業員駐車場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページをご覧ください。わかりにくいと思いますが\_\_\_\_\_の北の信号から入って北のところになります。農用地区域内の農地ですけれども、すぐ南側、\_\_\_\_\_の西側で\_\_\_\_\_の建築のための現場事務所、従業員駐車場として一時転用、期間は8月1日から来年の7月10日までの約1年間となっております。契約は使用貸借ということですが、この農地が広ろうございまして、これの適正管理を条件として、年間数回切るということで今回の申請に至ったと伺っております。農振青地ですね、農地でございますけれども、このように一時転用の場合はですね、3年間で期限に許可可能となっております。当然のことながら、元どおりに原状復帰が条件となっております。説明は以上でございます。

#### ○議長

担当委員の説明をお願いします。

#### ○担当委員

4番の鶴田です。事務局の説明のとおりです。周りにですね、梨畑が多かったので、一応相談を受けていたんですよ。判子を貰いに来られたとき時に1年間自分が借りている間は、綺麗にしますよと。賃貸になっていたんで、お金はいくらか聞いたら、今さっきの説明のとおり借賃は発生しないということです。以上です。

#### ○議長

説明も終わりましたので第3項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案書21ページ第4項、契約、売買、所在久富、地目畑1筆、面積590㎡、渡人、久富の\_\_\_\_\_さん、受人、鶴田の\_\_\_\_\_申請事由は事業所と書いておりますけれども、\_\_\_\_\_施設建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の4ページです。442号線の久富の上、北側に\_\_\_\_\_がございます。系列のところでございます、

こちらの駐車場を介して入ってくると、ですから右側から入って来きて、その駐車場は共用をされるということで伺っております。こちらの農地は用途地域で第3種農地原則許可になります。土地の価格\_\_\_\_\_円坪単価の約\_\_\_\_\_円、説明は以上でございます

**○議長**

担当委員の説明をお願いします。

**○担当委員**

14番の城戸です。\_\_\_\_\_の駐車場と来客用の両方がある、コンテナハウスのようなのが奥にあったと思うんですけど、そこを利用して使われるということです。以上です。

**○議長**

説明も終わりましたので第4項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

第5項、契約、使用貸借、所在志、地目畑1筆、面積169㎡、貸人、志の\_\_\_\_\_さん、借人、久留米市の\_\_\_\_\_さん、親子になられます。申請事由は、個人住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の5ページをご覧ください。

こちらですね、\_\_\_\_\_のところからいうと北西に約300メートルのところの志の本部落のところになります。\_\_\_\_\_さん家がちょうど上にありますけど、北側にありますけど、下の農地の一部を分筆して必要最小限というところでの面積でされております。ただですね、こちらの方農地がちょっとあの。東から北に広がりますので第1種になりますけど、周りご覧になってわかるように集落接続で例外的に許可可能となっております。説明は以上です。

**○議長**

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。10番の中村です。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長

説明も終わりましたので第5項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第5項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

本日の案件はこれですべて終了致しました。これもちまして第25回の農業委員会を閉会致します。

午後2時 50分 閉会